

09 厚生労働省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	研究提案・提議提案に係る規制の特例措置の番号	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管(関係府県庁)	
0020010	外国人単純労働者における企業内転勤の一部自由化	労働基準法第13条、最低賃金法第4条	労働基準法及び最低賃金法は、事業又は事業所に使用される者で賃金を支払われずに働くことに関するものであり、日本国内の事業場で働く労働者については、外国である者にかかわらず、最低賃金を支払って提供されるべきものである。		国内に本社があり、外国に拠点を有する企業において、外国人単純労働者の国内事業所への企業内転勤の一部自由化を推進する。	現在出入国管理及び移民認定法の企業内転勤においては、高度な技術者等のみの在留資格を認められているが、これらは外国人の貴重な単純労働者(中高度技術者)を、国内に一定条件のもとに供給し得ないという問題が生じている。そのため、労働基準法及び最低賃金法を適用しないままに、国内に本社を有する外国人労働者について労働基準法・最低賃金を適用除外とし、保護の対象外とするは適当ではない。 また、国内の労働市場への影響については、労務市場の特定工場の中だけで実施が、労働基準法・最低賃金の除外、一極化を招き得るため国内への労働市場への影響も懸念される。 また、それ以外の国内の労働市場への影響については、労務市場の特定工場の中だけで実施が、労働基準法・最低賃金の除外、一極化を招き得るため国内への労働市場への影響も懸念される。 また、それ以外の国内の労働市場への影響については、労務市場の特定工場の中だけで実施が、労働基準法・最低賃金の除外、一極化を招き得るため国内への労働市場への影響も懸念される。	C	I										1 0 0 1 0 1 0	個人	青森県	厚生労働省	
0020020	介護サービス事業所の人員基準の緩和による介護ボランティアの活用	介護保険法第70条の4第1項、同法第71条第1項等	介護保険法で介護サービス等に就いて、必要人員基準上の人員として認められるには、当該施設・事業所の「従業員」であることとされている。		介護保険制度の求める一定水準以上のサービス提供が確保できると認められる場合には、人員基準上の介護職員に代わり介護ボランティアを派遣できることとする。介護ボランティアが常勤職員で3人以上配置することによって、当該人員基準上の介護職員に代わり介護ボランティアが常勤職員として派遣されることとする。	ボランティア業務の負担が見られる際、事故のあるボランティアに介護サービスの一貫を担ってもらう制度を整備することにより、今後毎年増大する介護需要に対応し得る地域の介護力の向上を図ることを目的とする。 なお、当該提案により、介護ボランティアの導入促進に資する介護職員の確保が図られることとなり、介護ボランティアの導入促進に資する効果も期待される。 【介護ボランティアの具体的な活用事例】 ①介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設等を含む) ②介護職員(生活支援業務を行う要介護職員)1人に対し、介護ボランティアが常勤職員で3人以上配置することによって、当該人員基準上の介護職員に代わり介護ボランティアが常勤職員として派遣されることとする。 ③介護ボランティアの活用による介護サービスの質の向上を図る。 ④介護ボランティアの活用による介護サービスの質の向上を図る。 ⑤介護ボランティアの活用による介護サービスの質の向上を図る。 ⑥介護ボランティアの活用による介護サービスの質の向上を図る。 ⑦介護ボランティアの活用による介護サービスの質の向上を図る。 ⑧介護ボランティアの活用による介護サービスの質の向上を図る。 ⑨介護ボランティアの活用による介護サービスの質の向上を図る。 ⑩介護ボランティアの活用による介護サービスの質の向上を図る。	C	I											1 1 0 0 0 0 1 0	愛媛県	愛媛県	厚生労働省
0020030	療養病棟を中核地域で確保すること	健康保険法70条第2項、同法第71条第1項、同法第72条第1項、同法第73条第1項、同法第74条第1項、同法第75条第1項、同法第76条第1項、同法第77条第1項、同法第78条第1項、同法第79条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項、同法第82条第1項、同法第83条第1項、同法第84条第1項、同法第85条第1項、同法第86条第1項、同法第87条第1項、同法第88条第1項、同法第89条第1項、同法第90条第1項、同法第91条第1項、同法第92条第1項、同法第93条第1項、同法第94条第1項、同法第95条第1項、同法第96条第1項、同法第97条第1項、同法第98条第1項、同法第99条第1項、同法第100条第1項	療養病棟を中核地域で確保すること		療養病棟を中核地域で確保すること	療養病棟を中核地域で確保すること												1 1 0 0 0 0 1 0	NPO法人福祉への理解を求める会	愛媛県	厚生労働省	
0020040	療養病棟を中核地域で確保すること	健康保険法70条第2項、同法第71条第1項、同法第72条第1項、同法第73条第1項、同法第74条第1項、同法第75条第1項、同法第76条第1項、同法第77条第1項、同法第78条第1項、同法第79条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項、同法第82条第1項、同法第83条第1項、同法第84条第1項、同法第85条第1項、同法第86条第1項、同法第87条第1項、同法第88条第1項、同法第89条第1項、同法第90条第1項、同法第91条第1項、同法第92条第1項、同法第93条第1項、同法第94条第1項、同法第95条第1項、同法第96条第1項、同法第97条第1項、同法第98条第1項、同法第99条第1項、同法第100条第1項	療養病棟を中核地域で確保すること		療養病棟を中核地域で確保すること	療養病棟を中核地域で確保すること													1 1 0 0 0 0 1 0	埼玉県	埼玉県	厚生労働省
0020050	農地の保全を目的とする事業に対する一般労働者派遣事業の規制の緩和	労働者派遣法第5条第1項、同法第6条第1項、同法第7条第1項、同法第8条第1項、同法第9条第1項、同法第10条第1項、同法第11条第1項、同法第12条第1項、同法第13条第1項、同法第14条第1項、同法第15条第1項、同法第16条第1項、同法第17条第1項、同法第18条第1項、同法第19条第1項、同法第20条第1項、同法第21条第1項、同法第22条第1項、同法第23条第1項、同法第24条第1項、同法第25条第1項、同法第26条第1項、同法第27条第1項、同法第28条第1項、同法第29条第1項、同法第30条第1項、同法第31条第1項、同法第32条第1項、同法第33条第1項、同法第34条第1項、同法第35条第1項、同法第36条第1項、同法第37条第1項、同法第38条第1項、同法第39条第1項、同法第40条第1項、同法第41条第1項、同法第42条第1項、同法第43条第1項、同法第44条第1項、同法第45条第1項、同法第46条第1項、同法第47条第1項、同法第48条第1項、同法第49条第1項、同法第50条第1項、同法第51条第1項、同法第52条第1項、同法第53条第1項、同法第54条第1項、同法第55条第1項、同法第56条第1項、同法第57条第1項、同法第58条第1項、同法第59条第1項、同法第60条第1項、同法第61条第1項、同法第62条第1項、同法第63条第1項、同法第64条第1項、同法第65条第1項、同法第66条第1項、同法第67条第1項、同法第68条第1項、同法第69条第1項、同法第70条第1項、同法第71条第1項、同法第72条第1項、同法第73条第1項、同法第74条第1項、同法第75条第1項、同法第76条第1項、同法第77条第1項、同法第78条第1項、同法第79条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項、同法第82条第1項、同法第83条第1項、同法第84条第1項、同法第85条第1項、同法第86条第1項、同法第87条第1項、同法第88条第1項、同法第89条第1項、同法第90条第1項、同法第91条第1項、同法第92条第1項、同法第93条第1項、同法第94条第1項、同法第95条第1項、同法第96条第1項、同法第97条第1項、同法第98条第1項、同法第99条第1項、同法第100条第1項	農地の保全を目的とする事業に対する一般労働者派遣事業の規制の緩和		農地の保全を目的とする事業に対する一般労働者派遣事業の規制の緩和	農地の保全を目的とする事業に対する一般労働者派遣事業の規制の緩和	農地の保全を目的とする事業に対する一般労働者派遣事業の規制の緩和												1 1 0 0 0 0 1 0	あわ市	福井県	厚生労働省
0020060	保育所入所要件の緩和と給食の外部導入	児童福祉法第27条、児童福祉法施行令第27条	保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に当たる乳幼児を保育する施設である。保育所入所要件の緩和と給食の外部導入は、保育所の機能を向上させることとされている。		保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に当たる乳幼児を保育する施設である。保育所入所要件の緩和と給食の外部導入は、保育所の機能を向上させることとされている。	保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に当たる乳幼児を保育する施設である。保育所入所要件の緩和と給食の外部導入は、保育所の機能を向上させることとされている。													1 0 0 0 0 1 0	兵庫県	兵庫県	厚生労働省
0020070	私立保育所における給食の外部導入	児童福祉法第27条、児童福祉法施行令第27条	私立保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に当たる乳幼児を保育する施設である。私立保育所入所要件の緩和と給食の外部導入は、私立保育所の機能を向上させることとされている。		私立保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に当たる乳幼児を保育する施設である。私立保育所入所要件の緩和と給食の外部導入は、私立保育所の機能を向上させることとされている。	私立保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に当たる乳幼児を保育する施設である。私立保育所入所要件の緩和と給食の外部導入は、私立保育所の機能を向上させることとされている。													1 0 0 0 0 1 0	兵庫県	兵庫県	厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	認定制度・制度 認定に係る規制 の特典措置の番号 一覧	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理 制度 番号	提案主体名	経過評議	制度の所管・ 関係府省庁				
0020140	保育所における調理員定数特許		「児童福祉法による保育所運営費負担率の軽減」(平成27年4月16日厚生労働省令第1号)による保育所運営費負担率の軽減		保育所における給食調理の実態に応じて、調理員定数を細分化するもの	保育所における調理員定数については、「定員40人以下は1人、41人以上150人以下の場合は2人、151人以上の場合は3人」となっているが、調理に係る業務は調理士、調理士アシスタントなどの役割分担があることから、業種に応じた定数とするため、「定員40人以下は2人、41人以上80人以下の場合は3人、81人以上150人以下の場合は4人」とし、配置基準の柔軟性を高め、定数区分を細分化する。 【給食は保育の重要な一部を担っており、また児童の健康・安全面に直接影響するものであるにもかかわらず、「定員40人以下は1人」などとしている現在の調理員定数は、実態を反映していないと	E	IV	保育所運営費上の職員配置基準については、改善の提案といふことではあるが、実現のためには、当然に予算措置が伴うものであり、「構造改革特区推進」の趣旨には馴染まないものと考える。 なお、民間保育所に対する保育所運営費の支給に当たり、調理員については、定員45人以下の施設は1人分、定員46人～150人までの施設は2人分、定員151人以上の施設は3人分の配置を定めていることから、各施設において、当該調理員数を確保することにより、各施設の調理業務の実態に応じて、これに上乗せして調理員を配置することについては、規制緩和していない。	E	IV									1 0 4 8 3 0	佐賀県	佐賀県	厚生労働省		
0020150	私立保育所における給食の外販		「児童福祉法施行令第38条」による私立保育所における給食の外販		私立保育所における給食の外販を認めるとした給食外販業者を認めるもの	【実施内容】 給食の外販業者については、第三者以上の委託に対する委託の提供に限り、公立・私立を問わず全国展開が認められることとするが、第三者からの委託に対する給食の外販業者は、公立保育所には認められない。 今後、地方においては、需要が拡大し、小規模な私立保育所が急増することが見込まれることから、私立保育所もまた第三者委託の活用に対する外販業者の対応を促すこととする。保育所運営費の確保を支援する。 【提案理由】 上記の給食外販については、国内で第三者以上の委託の提供による給食外販の需要が急増していることから、私立保育所と公立保育所の施設基準は同一であることから、「公立と私立」とで取り扱いを異にする合理的な理由が認められないこと。 ・学校給食センターなど、地域の資源を活用することができること	C	III	「特区において認められた規制の特典措置のあり方に関する評価意見」(平成22年2月4日構造改革特区推進本部評価・調査委員会)において、第三者委託の給食の外販業者については、当該第三者委託の観点から特許が必要であること、公立保育所において同様として継続し、認定される事業者を除去するための適切な方針の検討を要するとしており、私立保育所については、上記方針の検討を踏まえ、対応することとしており、規制緩和では期待されるような特区推進による取組を行うことは適切でない。	C	III									1 0 4 8 4 0	佐賀県	佐賀県	厚生労働省		
0020160	保育所実地検査特区		「児童福祉法施行令第38条」による保育所実地検査特区		保育所に対する実地検査の認定について、実態に応じて自治体ごとに設定するもの	【実施内容】 保育所に対しては、年一回以上の実地検査を実施することが求められているが、質の高い保育サービスが提供され、経営が健全に運営されていると認められる保育所については、実地検査を免除する。 【提案理由】 ・保育所に対する指導監査は自治体であり、その運用は自治体委ねられていること。 ・本県の場合、220の保育所に対して年一回以上の実地検査を実施しているが、大半の保育所は、実地検査に合格するよう努力していること。 ・実地検査のための人員・時間的コストが負担となっていること。 ・運営費でも対応可能な自治体は増加していること。 ・運営主体の社会福祉法人については、「質の高い実地検査」としていること	C	II	実地検査の実地検査については、関係法令等に照らし当該施設の最低基準が遵守されていることと判断することで、当該施設への認定により実地検査を免除することを目指すとしている。そのため、年1回の実地検査の実地検査が必要であり、併設施設のような特区推進による取組を行うことは適切でない。	C	II									1 0 4 8 5 0	佐賀県	佐賀県	厚生労働省		
0020170	幼稚園教諭免許・保育士資格の互換性		「児童福祉法施行令第38条」による幼稚園教諭免許・保育士資格の互換性		幼稚園と保育所における幼稚園教諭と保育士資格の互換性を認めるもの	【実施内容】 幼稚園において「保育士資格を幼稚園教諭免許とみなし、保育所において幼稚園教諭免許を保育士資格と互換にみなす」とし、地域における人的資源の活用を促す。 なお、認定は1年単位として、再認定は必要とし、その期間は1年間(特別の事情がある場合は6か月)とする。 【提案理由】 ・幼稚園との場合、幼稚園と保育所との教育・保育プログラムに大きな差は無く、認定とも関係なく、互換性も認められていること。 ・幼稚園においても、保育士資格を子育て支援の充実に活用し、保育士の配置が求められること。 ・幼稚園の認定制度にない、幼稚園教諭免許保有者が過剰になる一方で、保育所の保育士不足が深刻な問題になっていること	C	I	「子ども・子育て新システムの基本制度案」(平成22年4月28日 少子化社会対策会議)において、幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い、幼児教育と保育をともに提供することとし(併設)して機能を一歩進めることとし、その一環として、資力の互換性についても併せて検討を進めていくこととしている。したがって、現段階において幼稚園のような特区推進による免許・資格の互換性は適切ではない。 なお、保育士資格と幼稚園教諭免許については、各々多岐にわたる教育・保育ニーズに対応していることにより、平成22年度より保育士の養成課程を充実するとともに、平成21年度から、幼稚園教諭免許保有者が保育士資格を保有する際、科目の一部を免除する等の措置を講じることであり、両資格の併有を促進する取組を実施している。	C	I											1 0 4 8 6 0	佐賀県	佐賀県	文部科学省 厚生労働省
0020180	地域子育て支援拠点事業を実施する社会福祉法人の設置		「社会福祉法人の認可」(平成12年12月1日付厚生労働省令第1号)による社会福祉法人の設置		地域子育て支援拠点事業を実施する社会福祉法人の設置	【実施内容】 保育所を運営する社会福祉法人が地域子育て支援拠点事業を実施する場合には、評議員会設置と経理区分設定の適用を除外するもの 【提案理由】 「子ども・子育て新システムの基本制度案」(平成22年4月28日 少子化社会対策会議)において、幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い、幼児教育と保育をともに提供することとし(併設)して機能を一歩進めることとし、その一環として、資力の互換性についても併せて検討を進めていくこととしている。したがって、現段階において幼稚園のような特区推進による免許・資格の互換性は適切ではない。 なお、保育士資格と幼稚園教諭免許については、各々多岐にわたる教育・保育ニーズに対応していることにより、平成22年度より保育士の養成課程を充実するとともに、平成21年度から、幼稚園教諭免許保有者が保育士資格を保有する際、科目の一部を免除する等の措置を講じることであり、両資格の併有を促進する取組を実施している。	B-1	IV	「明日の安心・成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る制度提案等に対する政府の対応方針」(平成22年2月2日 構造改革特区推進本部決定)において、保育所を運営する社会福祉法人が一時的に事業を移行する場合には、評議員会の設置及び経理区分の明文化の適用を除外することとし、全国的な取組を促すこととしているが、一部の地域子育て支援拠点事業についても同様に対応外とするなど、全国的措置で対応することとする。	B-1	IV										1 0 4 8 7 0	佐賀県	佐賀県	厚生労働省	
0020190	「親と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の自治体間の人事交流		「親と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の自治体間の人事交流		自治体間の人事交流を促進するもの	【実施内容】 民間企業からの要請に基づき、地方公務員を派遣する場合、地方公務員法第35条(職務に専念する義務)及び第38条(差別的取扱いの禁止)が適用されるため、派遣先の民間企業等が派遣に同意する地方公務員は、民間企業等から給料を受け取ることができない。 【交流採用】 ・任用制職員として採用される者は、地方公務員法が適用されることから、企業を離職しなくてはならない。 ・そのため、雇用保険が適用されなくなり、経費過剰に陥る元々の企業に復職し、その損失を受けた自治体は、損失が発生すること。また、派遣先の企業は退職金を支払うことになる。派遣先企業の社内規制等を受けないことなど、採用される前に不利が生じる。 ・そのような不利が生じる任用制職員制度での採用は、民間企業の協力が得られないこと。 【人事委員会の関与】 人事委員会に限り、人事委員会が関与する範囲は、各地方公共団体が、状況に応じて定めるものとする。	C	I	自治体間の人事交流については、官民人事交流法において、交流派遣・交流採用についての取組は制度上整備されており、交流採用については雇用保険の支給要件の緩和の取組が実施されていることである。しかしながら、地方公共団体の間の人事交流については、交流派遣・交流採用についての取組は制度上整備されており、交流採用については雇用保険の支給要件の緩和の取組が実施されていることである。したがって、現段階において自治体間の人事交流については、全国的な取組を促すこととしているが、一部の地域子育て支援拠点事業についても同様に対応外とするなど、全国的措置で対応することとする。	C	I											1 0 4 8 8 0	佐賀県	佐賀県	総務省 厚生労働省

09 厚生労働省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	提案事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	提案理由・課題 採択に係る特約事項の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	採択の 分類	採択の 内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理 提案 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管 関係府庁
002020	Smart Wellness City認証研究特区 (市民の健康データの一元的管理)	関係者の同意の取得に関する法律第16条	個人情報の第三者への提供については、個人情報保護法に規定に基づき取り扱われている。		市民の健康状態を適切に把握するため、健康保険組合等にに対し、当該地域に居住する組合員に健康調査データを提供することが可能とする。	市民の健康状態を適切に把握するため、市庁所在地の健康診断(基準健康診断等)データに加え、労働安全衛生法に基づく健康診断、学校健康診断などに基づく健康診断等のデータを集約して活用される。また、定期的に、匿名による健康診断を実施し、その結果を保存しておき、定期的に、匿名による健康診断を実施し、その結果を保存しておき、定期的に、匿名による健康診断を実施し、その結果を保存しておく。	D		現行の健康保険法では、地方自治体が、健康保険組合及び全国健康保険協会に対し、匿名化された健康データの提供を求めざるを得ず、地方自治体はこれら健康委員のデータの提供を求めざるを得ない(健康保険組合及び全国健康保険協会に求めることと見做らざるを得ない)。								1 0 1 0 1 1 0		伊達市、見附市、新潟市、三条市、越前市、福井県、新潟県、福井県	厚生労働省	
002021	Smart Wellness City認証研究特区 (市民の健康データの一元的管理)	労働安全衛生法第69条、労働安全衛生法第69条の二	労働安全衛生法において、以下のとおり規定されている。その結果として、定期的に、匿名による健康診断を実施し、その結果を保存しておく。		市民が市民の健康状態を適切に把握するため、健康保険組合等にに対し、当該地域に居住する組合員に健康調査データを提供することが可能とする。	市民が市民の健康状態を適切に把握するため、健康保険組合等にに対し、当該地域に居住する組合員に健康調査データを提供することが可能とする。	D		労働安全衛生法では、匿名による健康診断の実施に関する法律第16条の規定に基づき、匿名化された健康データの提供を求めざるを得ない(健康保険組合及び全国健康保険協会に求めることと見做らざるを得ない)。								1 0 1 1 0		伊達市、見附市、新潟市、三条市、越前市、福井県、新潟県、福井県	文科部科学省、厚生労働省、消費者庁	
002022	健康診断の部分と他用途との時間区分による兼用	健康法第2条	健康診断の部分と他用途との時間区分による兼用については、匿名による健康診断を実施し、その結果を保存しておく。		現行法で制限されている健康診断のリハビリテーションと健康診断の時間区分による兼用について、時間区分を明確にすることで可能とする。	健康診断は、匿名による健康診断の実施に関する法律第16条の規定に基づき、匿名化された健康データの提供を求めざるを得ない(健康保険組合及び全国健康保険協会に求めることと見做らざるを得ない)。	D	IV	健康診断は、匿名による健康診断の実施に関する法律第16条の規定に基づき、匿名化された健康データの提供を求めざるを得ない(健康保険組合及び全国健康保険協会に求めることと見做らざるを得ない)。								1 0 1 0 1 1 0		伊達市、見附市、新潟市、三条市、越前市、福井県、新潟県、福井県	厚生労働省	
002023	日本の医師免許を持たない外国人医師による医療行為の規制緩和と医師免許取得促進	医師法第3条、医師法第3条の二、医師法第3条の三	医師法第3条の二、医師法第3条の三		日本国内で医療行為を行うためには日本の医師免許が必要であり、日本の医師免許を持たない外国人医師は日本国内で医療行為を行うことができない。前者的に、医師免許二国間協定締結及び協定締結後の医師免許取得促進に関する法律第16条の規定に基づき、匿名化された健康データの提供を求めざるを得ない(健康保険組合及び全国健康保険協会に求めることと見做らざるを得ない)。	「外国の医師又は歯科医師の受入れについて」(平成16年6月22日付厚生労働省医政監局長通知)において、一定の相手国の医師は日本国内で医療行為を行うことが可能である。また、一定の相手国の医師は日本国内で医療行為を行うことが可能である。また、一定の相手国の医師は日本国内で医療行為を行うことが可能である。	D	IV	「外国の医師又は歯科医師の受入れについて」(平成16年6月22日付厚生労働省医政監局長通知)において、一定の相手国の医師は日本国内で医療行為を行うことが可能である。また、一定の相手国の医師は日本国内で医療行為を行うことが可能である。また、一定の相手国の医師は日本国内で医療行為を行うことが可能である。								1 0 1 0 1 1 0		伊達市、見附市、新潟市、三条市、越前市、福井県、新潟県、福井県	厚生労働省	
002024	学校法人による教育事業参入促進のための規制	私立学校法第56条の1、私立学校法第56条の2	私立学校法第56条の1、私立学校法第56条の2		学校法人が、教育事業に参入するために、施設整備の補助を受けることとなる。施設整備の補助を受けることとなる。	学校法人が、教育事業に参入するために、施設整備の補助を受けることとなる。施設整備の補助を受けることとなる。	C	I	私立学校法第56条の1、私立学校法第56条の2									1 0 1 0 1 1 0		伊達市、見附市、新潟市、三条市、越前市、福井県、新潟県、福井県	厚生労働省
002025	救急教命士の関係職種に特約職種としての付与	救急教命士法第4条第1項、救急教命士法第4条第2項、救急教命士法第4条第3項	救急教命士法第4条第1項、救急教命士法第4条第2項、救急教命士法第4条第3項		21世紀に入り、エアライフコップ(以下AWL)や、HOVA、IDENTA(社)や、エアトラック(以下AT)などの新しい救急医療用機器が普及している。救急教命士によるAWLや、AWLや、HOVA、IDENTA(社)や、エアトラック(以下AT)などの新しい救急医療用機器が普及している。	21世紀に入り、エアライフコップ(以下AWL)や、HOVA、IDENTA(社)や、エアトラック(以下AT)などの新しい救急医療用機器が普及している。救急教命士によるAWLや、AWLや、HOVA、IDENTA(社)や、エアトラック(以下AT)などの新しい救急医療用機器が普及している。	D		救急教命士によるAWLや、AWLや、HOVA、IDENTA(社)や、エアトラック(以下AT)などの新しい救急医療用機器が普及している。救急教命士によるAWLや、AWLや、HOVA、IDENTA(社)や、エアトラック(以下AT)などの新しい救急医療用機器が普及している。								1 0 1 0 1 1 0		伊達市、見附市、新潟市、三条市、越前市、福井県、新潟県、福井県	厚生労働省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	認定提案・協議提案に係る規制の特種措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	経過詳細	制度の所管・関係府県庁	
002020	認可保育所待機児童に対する保育ハウチナー制度	児童福祉法第24条、第39条第1項	保育所は、日々保護者の要請を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育する施設である。保育の実施を希望する保護者は、入所を希望する保育所等に記載した申込みを保育所に提出する。		「保育に欠ける」要件を満たしても、認可保育所に入所せず、中心を保育士が施設を利用する認可保育所利用と同様に、公的支援を実施する。	①現状 保育所待機児童が速む中、大阪府における保育所利用児童数は年々増加しているが、一方で府内においては依然として、一定数の待機児童が発生している。 ②問題点 園については、保育に欠ける要件を満たす児童のうち、認可保育所に通う児童に対しては、施設への運営負担割合という形で公費負担を実施しているが、認可外保育施設等の代替サービスを利用する児童については、公費負担を行わず、保育に欠ける要件を満たしているにも関わらず、認可保育所利用児童と同等の水準で不公平が生じている。 ③解決策 一定条件を満たす認可外保育施設の利用、ベビーシッター制度の活用及び一時預かり事業、保育ママ制度の活用等に限り、保育サービスに限定したハウチナー券を支給する。また、保護者側収入及び公費負担(国、府、市町村)の割合は認可保育所運営負担と同様とする(保護者側収入は約70%、その他公費負担割合負担割合は、府、市、支、1:1:1)。ハウチナーの金額は、利用する代替サービスの種類に応じて変動(今後市町村等と調整)の案。待機児童の解消を図るとともに、保育に欠けるが、公費負担を享受できない児童の間の不公平を解消することができる。 ※園においては、内閣府に交付された「子ども・子育て新システム検討会議」の中で新たな保育制度が議論されており、また、6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においても、幼児・一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革など、保育施策の充実が明記され、「保育に欠ける要件の緩和」全ての統制児童に対する保育サービスの提供が保証されている。	C	I	「園が申し込んだ子ども・子育て新システムの基本制度案」において、給付の仕組みとしては、利用したサービスの費用を保護者に負担する仕組みが検討されている。 また、「子ども・子育て新システムの基本制度案」(平成22年6月29日 少子化社会対策会議決定)において、給付内容について、給費一律制(仮称)として、この場合(仮称)への給付を含め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業者内保育サービス等の多様なサービスに対する給付としている。また、給付の仕組みとしては、その利用に際し、利用したサービスの費用を保護者に負担する仕組みが検討されている。このため、新たな制度が開始されるまで、一定条件を満たす認可外保育施設の利用、ベビーシッター制度の活用等、保育サービスに限定したハウチナー券を待機児童の保護等に活用し、公平を確保する。										1 0 6 2 0	大阪府	大阪府	厚生労働省
002027	地域子育て支援拠点事業を運営する社会福祉法人が「地域子育て支援拠点事業」を行う場合、評議員会の設置及び経理区分の設定の適用除外特区	「社会福祉法人の認可について」(平成25年12月1日付付託決定通知)	保育所を運営する社会福祉法人が「地域子育て支援拠点事業」を行う場合、評議員会の設置及び経理区分の設定の適用除外特区(平成25年10月30日付付託決定通知)を希望する場合は、児童福祉委員会設置要領を参照してください。		社会福祉法人が運営する保育所が「地域子育て支援拠点事業」を行う場合、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用除外	①現状 「地域子育て支援拠点事業」が第2種社会福祉事業と位置づけられた(0214〜)により、保育所を運営する社会福祉法人が「地域子育て支援拠点事業」を行う場合、評議員会の設置及び経理区分の明確化が必要となっている。(法改正を受けて、厚生労働省保育所に保育所の事業実施要件を定める方針(人)と協議、法改正の適用が認められた経緯あり。 ②問題点 評議員会の設置及び経理区分の明確化にかかる事業者の負担(評議員の人数、経理区分の明確化にかかる事務負担の発生等)が大きい。また、異なる法人が運営する事業者が多く一時預かり事業(420区実施)10箇所(0214)14箇所、地域子育て支援拠点事業(420区実施)16箇所(0214)17箇所(地域)の子育て支援活動の停滞につながる懸念がある。 ③解決策 保育所を運営する社会福祉法人が「地域子育て支援拠点事業」を行う場合には、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。 ④効果 社会福祉法人が積極的に「地域子育て支援拠点事業」に取り組むことにより、地域における子育て支援が充実する。 ⑤予算と種別社会福祉事業であり一時預かり事業に関する同様の提案(提案者:埼玉県、横浜府)においては、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用除外が認められ、特区ではなく、全国展開が可能とされている。(022年度中に対応予定)	B	IV	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に関する臨時提案等に対する政府の対応方針(平成22年2月2日 構造改革特別区域推進本部決定)において、保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合には、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用除外とすることで、全国的措置に対応することとなる。										1 0 6 3 0	大阪府	大阪府	厚生労働省
002020	家庭的保育事業(保育対象等)の運営事業における要件緩和		事業の実施基準 ①家庭内での実施基準 ②乳幼児の保育を行う専用の部屋を有すること ③乳幼児の保育を行う部屋は、その面積が9㎡以上であり、採光及び換気の状況が良好であること。ただし、3人を超えて保育を行う場合は、当該部屋の面積は、3人を超える児童1人につき、3.3㎡を加算した面積以上であること。 ④実施基準 保育する乳幼児の数は8人以下であること。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者(市町村が実施する研修を受けたものに限る。)とともに保育を行う場合は、3人以下であること。		○面積基準の改善 ○保育者配置基準の緩和	①現状 保育所待機児童が速む中、大阪府における保育所利用児童数は年々増加しているが、一方で府内においては依然として、一定数の待機児童が発生している。 ②問題点 機動的待機児童対策である家庭的保育事業について、待機児童が発生している都市部の保育所において、保育での空きを有効に活用し、待機児童を減らすことが難しく、事業普及の遅延となっている。 ③解決策 -面積基準を緩和すること、面積が9平方メートル以上の確保 -保育者配置基準の緩和 -提案主体が市町村が、地域の保育ニーズ及び保育施設環境を踏まえた上、定めることとする。 ④効果 機動的待機児童対策になることにより、保育ママの確保、市町村における家庭的保育事業の普及が進み、地域の多様な保育サービスの提供に資するとともに、待機児童の解消及び就労機会の拡大につながる。 ⑤予算 ※園においては、内閣府に交付された「子ども・子育て新システム検討会議」の中で新たな保育制度が議論されており、また、6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においても、幼児・一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革など、保育施策の充実が明記され、「保育に欠ける要件の緩和」全ての統制児童に対する保育サービスの提供が保証されている。	C	I	家庭的保育事業については、「家庭的保育の在り方に関する検討報告書」(平成21年2月21日)において、これを活用する乳幼児の確保が図られ、その確保を推進する観点から、面積基準については、現在の児童福祉施設敷設基準を基準に策定し、また保育者の配置基準については保育士又は専任職員に限定されていたが、平成22年4月からは、一定の研修を修了し、市町村長の認めた方も従事できることとしたこととある。 面積基準や保育者の配置基準については、家庭的保育事業において、子どもの数やかなが育性を確保する観点に照準を置き考えるものであることから、一定の質の確保が必要であり、基準の緩和はできない。										1 0 6 4 0	大阪府	大阪府	厚生労働省